



三重県公報

令和4年12月13日 (火)

第 371 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
5	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
800	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務休止延長の届出	(農産物安全・流通課)	2
801	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	2
802	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	3
803	同件	(同)	4
804	同件	(同)	5
805	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	6
公 告			
	土地改良事業の工事の完了	(農 地 調 整 課)	6
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(大 気 ・ 水 環 境 課)	7

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十二月十三日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

三重県公安委員会規則第五号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八号様式中「備考 自動車検査証の写し又は自動車仕様書を添付すること。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 800 号

令和4年2月22日付け三重県告示第80号農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務の休止の届出について、次のとおり業務休止の延長の届出がありましたので公示します。

令和4年12月13日

三重県知事 一 見 勝 之

休止の期間

延長前 令和4年2月9日から同年12月31日まで

延長後 令和4年2月9日から令和5年12月31日まで

三重県告示第 801 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月13日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所
亀山市関町福德字西方谷 521（次の図に示す部分に限る。）、522
 - 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 802 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 4 年 12 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

伊藤 半五郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽南字間之谷 2008

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

安田 貴子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽南字間之谷 2008 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

羽場 初三

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽北山字南奥谷 980

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 803 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 4 年 12 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

伊藤 文男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽南字小玉 2778、2778 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

水谷 和之

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽南字小玉 2822

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

水谷 日出秋

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字汁谷 2828
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
上田 家昌
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字汁谷 2831
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
岩花 淳夫
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市大安町石樽南字汁谷 2841
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 804 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を

いなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和4年12月13日

三重県知事 一見勝之

1 通知することができない者の氏名

山中 崇

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町山口字好谷 2592

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 805 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和4年12月13日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	千代崎支店	鈴鹿市岸岡町字砂山 3087 番 4	鈴鹿市南江島町 11 番 20 号 (白子支店内)	令和 5 年 1 月 10 日
	櫛田支店	松阪市豊原町 1110 番地の 4	松阪市宮町 172 番地の 1 (松阪東支店内)	令和 5 年 1 月 23 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和4年12月13日

三重県知事 一見勝之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営農業水利施設保全合理化事業	田丸地区	令和 3 年 5 月 31 日
県営経営体育成基盤整備事業	小俣地区	令和 4 年 3 月 24 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、長島町土地改良区（桑名市長島町松ヶ島 38 番地）の定款の変更を認可しました。

令和4年12月13日

三重県知事 一見勝之

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 12 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 11 月 30 日	三重郡菰野町大字千草字西江野 7054-118 ほか 5 筆	三重郡菰野町大字潤田 811-2 堀 口 公 明 三重郡菰野町大字潤田 811-2 堀 口 美 香
令和 4 年 11 月 30 日	いなべ市大安町平塚字岡 1240-1 ほか 10 筆ほか	津市幸町 27 番 35 号 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 12 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和5年1月6日(金)12時00分までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 鈴木
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班 担当 由川
電話 059-224-2380 ファクシミリ 059-229-1016

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和5年2月1日(水)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和5年1月24日(火)17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年2月1日(水)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年2月1日(水)14時30分

なお、三重県庁内郵便局へは令和5年1月25日(水)から同年2月1日(水)14時00分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班

案件名 大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年2月1日(水)14時35分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額(令和5・6・7年度の3カ年の合計額)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Maintenance of automatic monitoring devices of air pollution

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, February 1, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, January 25, 2023 and 2:00 P.M. on Wednesday, February 1, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Wednesday, February 1, 2023.

(4) Managing Authority :

Air and water environment division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2380

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
